

医療法人 友仁会

介護老人保健施設アロフェンテ彦根 運営規程

(施設入所)

第1章 施設の目的及び運営方針

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人友仁会が開設する介護老人保健施設アロフェンテ彦根(以下「当施設」という。)が実施する施設入所サービスの適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の主旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設の運営方針は、次の通りとする。

1. 自立支援を重視したサービスを提供する。
医療的治療の場としてではなく、健康を保ち、自立支援に向けた生活リハビリテーションを行う場として、包括ケア体制でサービスを提供します。又、生活リハビリテーションの充実によって、利用者の生活能力の維持向上に努めるとともに、障害に適合した在宅ケア支援を、関係機関との連携により推進します。
2. 利用者及び家族の意思と人権を尊重したケアを提供します。
利用者及び家族の意思や希望の尊重と個別性に配慮し、ゆったりとした親切なサービスを提供する事で、生活環境の急激な変化による不安感の軽減に努めます。又、利用者本人の持てる残存能力を最大限に活用できる生活の維持に努めます。
3. 地域との連携を強化する。
利用者が将来生活する場へ、出来る限り良い条件で移れる為の中間施設としての役割を果たす為、地域の行政や団体・ボランティア団体等との交流や連携に努めます。
4. 情報公開を積極的に行う。
サービスの提供にあたって、利用者又はその家族に対して、療養上必要な事項について丁寧に説明します。又、利用者個人の情報の開示は、利用者本人の要請があれば実施します。

5. その他

滋賀県介護保険法に基づく介護老人保健施設の従業員ならびに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年滋賀県条例第18号)を遵守する。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称及び所在地等は次の通りとする。

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 アロフェンテ彦根 |
| (2) 開設年月日 | 平成10年9月1日 |
| (3) 所在地 | 滋賀県彦根市竹ヶ鼻町80番地 |
| (4) 電話番号 | 0749-21-3300 FAX 番号 0749-21-3301 |
| (5) 管理者名 | 勝山 和明 |

(6) 介護保険指定番号 2550280016

第2章 職員の定数、職種及び職務内容

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種及び員数は次の数以上であり、必置数については法令の定めるところによる。

(1) 管理者（施設長）	1人
(2) 医師	1人（兼務）
(3) 薬剤師	若干名（兼務）
(4) 看護職員	10人
(5) 介護職員	34人
(6) 支援相談員	1人
(7) 理学療法士又は作業療法士	2人
(8) 管理栄養士	1人
(9) 介護支援専門員	1人
(10) 事務職員等	若干名

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者は、施設の従業者及び業務の全般について、総括・管理・指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬・検温・血圧測定等の医療行為を行う他、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図る他、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士又は作業療法士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員等は、施設管理者の命を受け、施設の運用全般に係る事務処理等を行う。

第3章 利用者の定員

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、100人とする。

(但し、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護を含む)

第4章 サービスの内容及び利用料、その他の費用

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の介護及びリハビリテーション、又、栄養管理や栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

当施設が行うサービス事業の内容は、次の通りとする。

1. 医療・看護・介護の各サービス
2. 入浴（曜日の指定有り）
3. 機能訓練
4. 食事・栄養管理
5. 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
6. レクリエーション・家族との交流

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担（介護負担割合証に記載された割合）の額を以下の通りとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （2） 利用料として、居住費、食費・おやつ代、入所者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活用品費、理美容代、クラブ活動・行事材料費、健康管理費、私物の洗濯代、送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- （3） 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から第3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途これを定める。

第5章 身体拘束の禁止と褥瘡予防対策

（身体拘束等）

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を禁止する。但し、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護する為等緊急止むを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急止むを得なかった理由を診療録に記載する。

（褥瘡対策等）

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡予防の対策規定を定め、その発生を防止する為の体制を整備する。

第6章 サービス利用にあたっての留意事項

（施設の利用にあたっての留意事項）

第12条 当施設の利用にあたっての留意事項を以下の通りとする。

- （1） 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただく事とする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき、利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容の一つとしている為、食事内容の管理・決定できる権限を委任して頂く事とする。尚、食事の提供時間は、以下の通りとする。
 1. 朝食 8時00分から
 2. 昼食 12時00分から
 3. 夕食 18時00分から
- （2） 面会時間は、以下の通りとする。

平日	9時00分から17時30分まで
土・日祝日	9時00分から17時00分まで
- （3） 消灯時間は21時00分とする。
- （4） 外出・外泊は、事前に、外出外泊先・用件・日程・施設への帰着予定等を指定の用紙に記入し、施設へ届け出る事とする。
- （5） 飲酒は健康状態により、施設長が許可した場合にのみ可能とする。又、喫煙は施設内

全面禁煙につき禁止とする。

- (6) 金銭・貴重品の持ち込みは、管理上問題が生じやすいため、原則として禁止とする。又、止むを得ない事情により施設長が認めた場合を除き、原則として、金銭や貴重品の預かりは出来ないものとする。
- (7) 入所サービス利用中は、一部可能な例外を除いて施設外での受診は出来ない為、必要な時は早めに施設に相談する事とする。
- (8) 禁止事項を以下の通りとする。
 - ・施設の秩序や風紀を乱し、又は安全衛生を害する事。
 - ・指定した場所以外で火気を使用する事。
 - ・故意に施設又は施設の備品等に損害を与えたり、若しくはこれを持ち出す事。
 - ・宗教や信仰の強要、特定の政治活動、自己の利益の為に他人の自由を侵す事。

第7章 非常災害対策と事故防止対策

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、管理者が指名した施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守点検業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限に留める為、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）
 - ・内、利用者を含めた総合避難訓練
 - ・非常災害用設備の使用方法の徹底
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 当施設は、安全且つ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供する為に、事故発生の防止の為に規定を定め、介護・医療事故を防止する為に体制を整備する。又、サービス提供等において事故が発生した場合、当施設では、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

第8章 その他、施設の管理に関する重要事項

(職員の服務規律)

第15条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する事。

- (1) 入所者や家族に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する事。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない事。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける事。

(職員の質の確保)

第16条 施設職員の資質向上の為に、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人友仁会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 18 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診する。但し、深夜勤務の発生に該当する職員は、年 2 回の健康診断を受診する。

(衛生管理)

第 19 条 特に衛生管理に関して、次の通り定める。

- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為に防止対策規定を定め、必要な措置を講ずる為の体制を整備する。
- (3) 栄養士・調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫等の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 20 条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らす事がないよう指導教育を適時行う他、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情や要望への対応)

第 21 条 入所者又は契約者より申し出のあった苦情や要望・相談等に対して、別に定める対応窓口担当者が初動対応を行うと共に、内容及び申し出者の意向を考慮した上で、必要に応じて責任者や関連部署等を交え、早急に解決策（改善策）を講じるものとする。

(利用者の人権の擁護及び虐待の防止等)

第 22 条 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、従業員に対し、研修の機会を確保します。

(非常災害等の発生時における事業の継続)

第 23 条 非常災害等の発生の際に事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

また、火災等の災害時には地域の消防機関へのすみやかな通報が出来るよう日頃より訓練するとともに、地域住民や消防団等と連携を図り、消火・避難に協力してもらえるように努める。

(その他運営に関する重要事項)

第 24 条 地震等非常災害その他止むを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規定の概要、施設職員の組織体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人友仁会介護老人保健施設アロフエンテ彦根の運営会議において定めるものとする。

(付則)

この運営規定は、平成 17 年 10 月 10 日より施行する。

この運営規定は、平成 18 年 4 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 20 年 4 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 21 年 4 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 23 年 4 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 25 年 7 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、平成 30 年 8 月 1 日より改訂の上施行する。

この運営規定は、令和 6 年 1 月 1 日より改訂の上施行する。